日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人北海学園
②設置大学名称	北海商科大学
③担当部署	本部事務局総務部総務課
④問合せ先	011-841-1161
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 17 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.hokkai-t-u.ac.jp/disclosure/governance-code/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	説明 建学の精神及び使命・目的について、本学ウェブサイトに掲載して、広く社会に公表している。 https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku01/
実施項目１－１② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	説明 学生が入学から卒業に至るまでの学びへの道筋（３つのポリシー）を明確に示すとともに、本学における教育の質的向上（内部質保証）を図るために自己点検・評価結果に基づく見直しを行い、必要な改善・向上を図っている。 3 つのポリシー URL: https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku03/ 自己点検.評価活動URL: https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku05/daigaku05-02/
実施項目１－１③ 教学組織の権限と役割の明確化	説明 学長の責務（役割）、学長の補佐体制（学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目１－１④ 教職協働体制の確保	説明 本学の各センターや委員会のメンバーは教員と職員で構成されており、運営において教職協働の体制が取られている。 また教授会には、事務長、係長１名が出席している。
実施項目１－１⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	説明 FD については、学部長のリーダーシップの下、全学教育という観点から広く大学教育の在り方について検討、情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に発信するなど、教育の質的な改善の取り組みを推進している。 SD については、本学の教職員に求められる知識及び技能の習得並びにその能力及び資質の向上を図るために必要な取組をテーマに研修を行い、オンデマンドも活用しながら多様な形式で実施している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学及び北海学園の内外環境を踏まえて、計画・KPI・KGI をとりまとめた具体的な中期計画案を策定し、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決定している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	単年度の事業計画において中期計画の内容を具体化し、事業報告においてその進捗状況を把握する。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、教育研究活動の成果を社会に還元することを大学の公共的使命として位置付けており、これまで主に公開講座を通じて地域社会への知的貢献を行ってきた。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学は、札幌市とのまちづくり協働を通じて地域課題の解決に資することを目的として、包括連携協定を締結した。また、教職員が組織的な取り組みの下、札幌市の関係機関や地域住民等と連携しながら、学生を含めた地域社会に有意な取り組みを実施している。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学は、障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生を対象とし、修学上のアクセシビリティに関する支援体制の構築を目指すため、「北海商科大学アクセシビリティ支援委員会規程」を定め、アクセシブルな修学環境を全学的に推進している。 教職員については、一般事業主行動計画を策定し、本学で働くすべての女性教職員が、仕事と生活の調和を図りながら自身のキャリア形成できるよう、体制整備に努めている。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事１名、評議員４名の女性を登用している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を寄附行為に定めている。 選任については、寄附行為又は理事選任委員会運営規程に基づき、理事会又は理事選任委員会が候補者を審議し、評議員会の意見を聴いたうえで、適切に選任することで、その過程の透明性を確保している。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為において、理事会や理事の職務及び理事会の運営等について明確にするとともに、理事会及び評議員会における協議について定め、適切に運営することで、運営の透明性の確保及び評議員会との共同体制の確立に努めている。 理事会は、理事長、常務理事及び設置校の長（理事）から、業務執行状況及び各学校の事業等について報告を受け、理事の業務について監督している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省からの情報や私立学校法等の法令改正について、理事会において情報提供をするとともに、年１回程度研修会を実施している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人については、職務及び選任等について寄附行為に定め、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任することで、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査を実施するために必要な事項を監事監査規程及び内部監査規程に定め、同規程に基づき監査計画を策定している。 監事、会計監査人及び内部監査室の意見交換の場を定期的に設け、連携を図っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	年１回程度研修会を実施しているほか、文部科学省主催の監事研修会に参加している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性や構成割合、資格等を寄附行為に定めている。 選任については、寄附行為に基づき、理事会で評議員候補者を審議し、評議員会の決議又は評議員会の審議を経た理事会の決議により選任することで、その過程の透明性を確保している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会や評議員の職務及び評議員会の運営等について明確にするとともに、理事会及び評議員会における協議について定め、適切に運営することで、運営の透明性の確保及び理事会との共同体制の確立に努めている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	文部科学省からの情報や私立学校法等の法令改正について、評議員会において情報提供をするとともに、年１回程度研修会を実施している。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理規程を定め、理事長を危機管理最高責任者とする危機管理委員会を設置し、リスク管理体制を整えている。また、同委員会によりBCPを策定し、災害時の事業継続と早期復旧に備えている。 本学ウェブサイトに「北海商科大学防災マニュアル」を公開し、防災についての意識付けを図っている。また、インターネット環境が使えない時に備え、全学生及び教職員に「災害時対応マニュアル」を常に携帯するよう、スマートフォン等への保存を呼び掛けている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程を定め、役員及び教職員等が法令、寄附行為及び諸規程を遵守するよう取り組むとともに、公益通報等に関する規程を定め、内部通報窓口を設置する等、内部通報体制を整備している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、「情報公開に関する規程」を定め、法人ウェブサイト及び大学ウェブサイトにおいて学園が保有している情報を公表している。
実施項目４－１②	**説明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学では、教育研究活動及び大学運営に関する情報を分かりやすく公開することにより、学生、保護者、地域社会等との相互理解と信頼関係の構築に努めている。 また、決算報告では用語解説等を付すなど、説明方法を工夫し、幅広いステークホルダーに本学の概要を理解していただけるよう努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明